

第2支部共同実施だより

平成29年度 第1号
平成29年 4月
第2支部学校事務共同実施



平成29年度がスタートしました。様々な変化に戸惑うこともあるかもしれませんが、子どもたちと共に、新たな気持ちで挑戦していきたいですね。

適正な会計処理について



平成25年3月に学校預かり金の取扱が市内統一されました。その後、4年が経過し各校の実態はいかがでしょうか。各校では、預かり金の手引きにそって内規が出され、円滑な会計処理がなされていると思います。

しかし、まだ一部で“購入伺書を書かずに物品の購入をしてしまった。”など基本的なルールが徹底されていないことがあります。一昨年度、静岡市包括外部監査でも「学校預かり金」について取り上げられました。もう一度、会計の基本を全職員で再確認していきたいと思います。

会計における法令遵守（コンプライアンス）の重要性について

私たち教職員には、地方公務員法上の法令遵守義務があり、当然会計事務においても求められるものです。不適正な取り扱いは信用失墜行為につながります。

会計事務は、あらゆる活動に付随して行われるものであり、全ての職員が会計の基本と重要性について理解する必要があります。

会計は、市民（税金）や保護者の貴重な財産であるお金を扱うことから、使途と支出（額）の根拠、そして手続きについて透明性と説明責任が求められます。



具体的にはどんなことに気をつけたらいいのでしょうか

□購入伺書を書いていますか？

物品を購入する場合は事前に「物品購入伺書」に記入し決裁を受けます。伺いをとることで、支払い区分（公費・私費の区別など）が適正かどうか、予算残はあるか等を確認します。

□予算書で計画された物品ですか？

予算書は年間を見通して計画をたてます。

→突発的な購入はできるだけ避けて、どうしても必要な場合は、その物品の必要性についてしっかりと説明し決裁を受けましょう。

□購入したい物品の、値段は適正ですか？

公費は市民の大切な税金です。準公金(学校預かり金)は保護者から預かっている大切なお金です。予算の執行については説明責任があります。無駄のない適正な執行を心がけましょう。

□手元に請求書が残っていませんか？

支払いについては「支払遅延防止等に関する法律」により支払い期日が定められています。物品が納入されたら速やかに支払い手続きを行いましょう。

□購入時期は適切ですか？

お金が余ったからと年度末に大量に購入するのは、適正な予算執行ではありません。また、「次年度納入」や「前年度納入」などは不適正な会計処理になります。

公費負担・私費負担の区別を知ろう

静岡市教育委員会 H7.4.13 付「公費・私費区分について」より

学校で扱う会計には、大きく分けて、「公費」（市費）と、「私費」（学校預かり金）があります。適正な会計処理のためには、この違いをきちんと理解する必要があります。

公費とは・・・静岡市教育委員会より予算内示され、学校運営のために支出する全ての経費

私費とは・・・児童・生徒個人に直接あるいは間接的に還元されるもので学校預かり金として、保護者から集める経費



<p>☆公費負担(市費) 教育活動に必要な教材・教具等で、市教委が負担する経費</p> <p>①建物の維持及び修繕に要する経費 ②職員が分掌上の仕事に使用するもの ③学校全体で使用するもの及び備え付けのもの ④学年・学級で使用するもの</p>	<ul style="list-style-type: none">・施設修繕・備品類・事務用品・清掃用具、薬品・理科実験用具 …等
--	--

<p>☆私費負担(学校預かり金)→準公金 教育活動において個人が負担する経費</p> <p>①児童・生徒個人の所有物として家庭・学校のいずれにおいても使用できるもの ②学年または学級全員もしくは特定の集団全員が個人用の教材・教具として使用するもの ③教育活動の結果として、その教材・教具そのもの、または、それから生ずる利益が児童・生徒個人に還元されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none">・ノート、文房具類・補助教材（ワーク、地図、テスト等）・学習用具（半紙、画用紙、工作材料、調理実習の食品材料等）・学習活動（社会科見学、修学旅行等）
--	---



会計については、いろいろな法律・条例・規則のもとに処理が定められています
(法令遵守義務)

会計の基本と、重要性を理解して、正しい会計処理をしよう！

